

ごみステーションへの出し方ルール

※ごみステーションは岡山市では管理・運営していません。

ルール その1 可燃ごみ、不燃ごみは有料指定ごみ袋で P7~10



可燃ごみ、不燃ごみを出す際は
この黄色い有料指定ごみ袋を使ってください。

※有料指定ごみ袋以外でごみを出していた場合は、
不適正排出シールを貼付し、収集しません。

※5ℓ、10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓのすべてのサイズの
有料指定ごみ袋が使えます。

ルール その2 プラ資源は透明または半透明の袋で P5~6

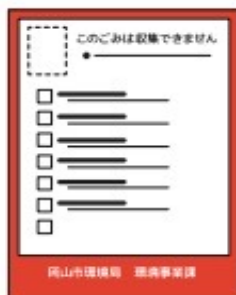


プラ資源を出す際は、透明または半透明の袋
(新聞紙の文字が外から読める程度)を
を使ってください。

※岡山市有料指定ごみ袋45ℓのサイズまでの袋が
使えます。

ルール その3 出す前にごみの分別を

※ごみステーションへの出し方ルールが守られていない場合は、
不適正排出シールを貼付し、収集しません。



～注意～

- 不適正排出シールが貼付されていた場合、持ち帰って正しい分別を行った後に、次の収集日にごみを出してください。
- 啓発のためにシール貼付後、一定期間置く場合があります。
- ごみの捨て方が悪質な場合、職員が袋を開けて排出者を特定し、指導を行う場合があります。

ルール その4 決められた曜日と場所に朝8時まで

※一部地域は朝7時30分までに

※収集終了後に出したごみは、次回収集日まで収集できません。

※猫やからすなどが袋を破り、ごみが散乱しないようにしてください。
(からす等防護ネットの貸与については、P28に記載しています。)

ルール その5 事業活動に伴って出るごみは出せません P24

※店舗やオフィスなどから出たごみは、ごみステーションには出せません。
自己処理するか、許可業者に依頼し、収集してもらってください。

※啓発のために不適正排出シールを貼付し、職員が指導する場合があります。